

別紙 リスク分担表

1 事業期間共通

項目		内容	負担者	
			白馬村	事業者
制度 関連 リスク	法令変更等	本事業に直接関連する法令（税制度を除く。）の新設又は変更に関するもの	○	
		本事業のみならず、広く一般に適用される法令（税制度を除く。）の新設又は変更に関するもの		○
	税制変更	法人の利益に課される税制度の変更又は新設によるもの		○
		付帯事業に直接関連する税制度の変更又は新設によるもの		○
		消費税および地方消費税に関する変更によるもの	○	
		上記以外の税制度の変更又は新設によるもの	○	
	許認可等	本事業の実施に必要な許認可等に関するもの		○
社会 リスク	住民対応	本事業の実施自体に対する住民反対運動、訴訟又は要望等に関するもの	○	△※1
		本事業に係る調査、解体撤去、設計、建設、維持管理及び運営に対する住民反対運動、訴訟及び要望等に関するもの		○
	第三者賠償	村の帰責事由による本事業の事業期間中の第三者に対する事故等によるもの	○	
		事業者の帰責事由による本事業の事業期間中の第三者に対する事故等によるもの		○
	環境問題	事業者が行う本事業に係る業務に起因する周辺環境の悪化		○
経済 リスク	金利変動	金利変動による資金調達に要する利息の変動	△※2	○※2
	物価変動	物価変動（ヘリコプター運航会社による料金変更を含む。）に伴う事業費の増大	○※3	○※3
	資金調達	本事業に関して村が調達する補助金又は地方債の額の変動により生じるもの	○	
		融資等事業者による本事業に必要な資金の確保に関するもの		○

項目		内容	負担者	
			白馬村	事業者
その他のリスク	不可抗力	戦争、内乱及び軍事紛争、台風、風水害、地震及びその他自然災害、並びに第三者の行為等の自然的又は人為的な事象のうち、通常予見不可能なもの又は予見できてもその損害発生防止手段を合理的に期待できないもの	○	△※4
	債務不履行	村の事業契約に係る契約違反及び債務不履行（支払の不能及び遅延を含む。）によるもの	○	
		事業者の事業放棄及び破綻並びに事業契約に係る契約違反及び債務不履行（支払の不能及び遅延を含む。）によるもの		○
	収益事業	収益事業の実施に伴い発生が想定されるリスク		○
	事業中止・延期・遅延	村の事由による本事業の中止、延期又は遅延	○	
		事業者の事由による本事業の中止、延期又は遅延		○

※1：基本的には白馬村が負担するが、事業者は白馬村から協力要請があった場合には、これに協力することとする。

※2：原則事業者負担の想定とするが、白馬村から事業者に対するサービス購入料の支払条件等に応じて、白馬村と事業者のリスク分担を変更する可能性がある。

※3：一定の範囲内の物価変動に関しては事業者が負担し、当該範囲を超える物価変動が生じた場合の当該超過部分に関しては白馬村が負担する。

※4：基本的には白馬村が負担するが、今後、維持管理・運営段階における建物共済保険の加入主体も含め、詳細について検討する。

2 設計・建替段階

項目		内容	負担者	
			白馬村	事業者
用地リスク	用地確保	施設整備に係る用地の確保の遅延又は確保できなかったことによる計画変更および工期延長等	○	
	用地の契約不適合	村が提示した資料等から通常予見不可能な事業敷地に係る契約不適合（土壌汚染、地質障害、地中障害物、埋蔵文化財等を含む。）に関するもの	○	
		上記以外の事業敷地に係る契約不適合（土壌汚染、地質障害、地中障害物、埋蔵文化財等を含む。）に関するもの		○
計画リスク	測量・調査	村が実施した測量又は調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量又は調査に関するもの		○
	設計	村の事由（要求水準書の不備、村の指示、村による設計変更、村による提示条件等の不備又は変更、村が提示した資料等から通常予見不可能な用地に係る契約不適合等を含む。）による設計等の完了遅延又は設計費の増大	○	
		事業者の事由（事業者が提案した設計内容の不備、事業者の基本設計又は実施設計の不備、事業者の帰責事由による履行遅滞等を含む。）による設計等の完了遅延又は設計費の増大		○
工事リスク	工事遅延・未完工	村の帰責事由に起因する工事完了の遅延又は未完工	○	
		不可抗力に起因する工事完了の遅延又は未完工	○※1	○※1
		上記以外の工事完了の遅延又は未完工		○
	工事監理	工事監理業務に関するもの		○
	工事費増大	村の事由による設計変更等に起因する工事費の増大	○	
		村が提示した資料等の誤り、欠如又は不明瞭等に起因する工事費の増大	○	
		上記以外の事由（物価変動、不可抗力を除く。）による工事費の増大		○
	用地の維持保全	建替期間中の用地の維持保全に関するもの		○
	施設損傷	引渡し前に事業者の建替業務に関して生じた損害（工事的目的物又は材料等の損傷を含む。）		○
	水供給	建替工事に必要となる水の確保	△※2	○

項目	内容	負担者	
		白馬村	事業者
	村の帰責事由による水供給の不足	○	
	事業者の帰責事由による水供給の不足		○
その他の	要求水準の未達		○
リスク	技術進歩	○	

※1：通常予見不可能な事情等に起因して工事完了が遅延する又は未完工となる場合には、当該リスクの一部を白馬村が負うことが考えられる。

※2：事業者が十分な水の量を確保できない場合であっても、事業者には全責任を負わせることは想定されないため、白馬村は水の確保に協力することとする。

3 維持管理・運営段階

項目		内容	負担者	
			白馬村	事業者
維持管理リスク	要求水準の未達	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合に関するもの		○
	施設の契約不適合	事業期間中に認められた、新八方池山荘に関する契約の内容への不適合に関するもの		○
	維持管理費増大 (大規模修繕を含む。)	村の事由による本事業の内容又は新八方池山荘の用途の変更等による維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由（物価変動及び不可抗力を除く。）による維持管理費の増大		○
	施設損傷	村の帰責事由による事故又は火災等による施設損傷に関するもの	○	
		事業者の帰責事由による事故又は火災等による施設損傷に関するもの		○
		村、事業者いずれの責にもよらない事故又は火災等による施設損傷に関するもの	○※1	△※1
運営リスク	要求水準の未達	事業者の提供する運営業務のサービスの内容が契約書に定める水準に達しない場合の対応等（費用負担を含む。）に関するもの		○
	需要変動	村の事由による施設機能の変更等に起因するもの	○	
		豪雪、暴風又は不可抗力による索道の運行停止に起因するもの	△※2	○※2
		第三者（索道事業者を含む。）の帰責事由による索道の運行停止に起因するもの【例：リフトの故障】	△※2	○※2
		上記以外の理由によるもの		○
	運営費増大	村の事由による本事業の内容又は新八方池山荘の用途の変更等による運営費用の増大	○	
		上記以外の事由（物価変動、不可抗力及び光熱費増大を除く。）による運営費用の増大		○
	光熱費増大	エネルギー価格の著しい高騰又は天候不良に起因する自家発電量の著しい減少に伴う光熱費の増大	○※3	○※3

項目	内容	負担者	
		白馬村	事業者
水供給	不可抗力に起因する著しい水の供給不足に関するもの 【例：著しい積雪不足】	○※4	○※4
	事業者が管理する施設・設備の損傷・故障に伴う水の供給不足に関するもの【例：山荘内での漏水】		○
利用者対応	事業者が実施する業務に係る利用者からの苦情又は要望に関するもの		○
	上記以外の利用者からの苦情又は要望に関するもの	○	
運営開始 遅延	村の帰責事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
その他の リスク	計画変更 村の事由による事業内容又は施設の仕様等の変更に関するもの	○	
	技術進歩 維持管理・運営段階における技術進歩に伴い、維持管理業務・運営業務の内容変更が必要と村が認める場合、当該変更に関するもの	○	

※1：基本的には白馬村が負担するが、今後、維持管理・運営段階における建物共済保険の加入主体も含め、詳細について検討する

※2：原則事業者負担の想定とするが、白馬村は索道の運行停止が生じない又は解消されるよう事業者に協力するとともに、当該リスクの一部を負担することも考えられる。

※3：一定の範囲内の光熱費の変動に関しては事業者が負担し、当該範囲を超える光熱費の変動が生じた場合の当該超過部分に関しては白馬村が負担する。

※4：通常予見不可能な事情等に起因して著しい水の供給不足が生じる場合には、当該リスクの一部を白馬村が負うことが考えられる。

4 事業終了段階

項目		内容	負担者	
			白馬村	事業者
移 管 リ ス ク	施設の性能確保	本事業の事業期間終了時における要求水準の保持		○
	施設の 契約不適合	本事業終了日以降、かつ、契約不適合責任に係る権利行使期間内に認められた、新八方池山荘に関する契約の内容への不適合に関するもの		○
		契約不適合責任に係る権利行使期間終了後に認められた、新八方池山荘に関する契約の内容への不適合に関するもの	○	
	移管手続	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生など		○